

軽装運動の実施

- 目的等 節電対策の一環として、軽装運動を実施します。

- 実施期間 平成 26 年 5 月 1 日（木）～平成 26 年 10 月 31 日（金）

- 概要 全職員を対象とし、職員の服装について、式典等の場合を除き、執務時間中は、男性についてはノーネクタイ、女性については華美にならない軽装とし、節電に伴う公務能率の低下を防止します。
ただし、実施にあたっては、社会常識を逸脱することなく、公務員としての品位を失しないよう、節度を保つものとしします。
また、庁舎内等に、節電対策のため軽装運動を実施している旨のポスターを掲示し、来庁者の方々にも、市の取り組みをお知らせし、ご理解とご協力を促してまいります。

- その他 埼玉県などが 5 月 1 日から 10 月 31 日まで軽装運動を実施していることに合わせ、昨年 5 月 13 日（月）から 9 月 30 日（月）まで実施した軽装運動の期間を拡大して実施するものです。

- 問い合わせ先 深谷市 総務部人事課
☎ 048-574-6636（直通）